

○財務省告示第二百三十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年六月七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第三百七 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	円 額面金額で百三十億千七百七十 万	円 百三十億三千九百二十四千五百 七十円	円 五十万	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十二年六月七日	額面金額百円につき百円二十一 銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
出した金額を第十八号に規定算
する。期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100 \times 365} \times 79$$

(二)

発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについで、前記(一)の算式
により算出した金額から当該
金額(たゞし、当該国債を発行
時において取得する者が非居
住者又は外国取算人である場
合は、前記(一)の算式により
出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額)を
控除することができる。

十三
初期利子

平成二十二年九月十日を支払
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限
子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 、 支 年
二 銀 金 三 子 を そ 払 三
十 行 額 十 支 の 日 と 月
二 百 年 三 払 う 以 十
年 円 に 月 前 各 日
六 つ 三 六 月 支 及
月 き 月 月 間 払 び
七 百 二 間 に 期 九
日 円 十 日 属 月
す 十 十
る 日 日